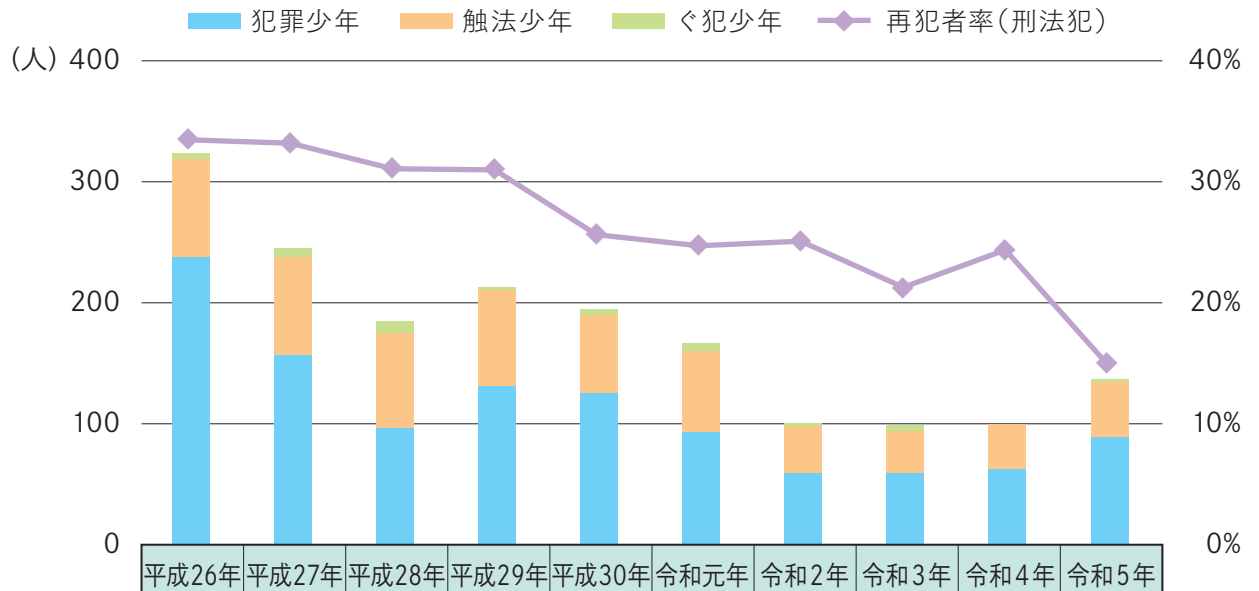


少年補導のあゆみ

非行少年・再犯者率の推移



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
非行少年	324	239	183	212	195	166	100	98	101	136
犯罪少年	234	163	97	132	124	92	60	60	68	88
触法少年	87	70	79	79	69	70	39	35	33	47
ぐ犯少年	3	6	7	1	2	4	1	3	0	1
再犯者率(刑法犯)	33.2%	32.9%	30.6%	30.4%	25.9%	23.9%	24.5%	21.3%	23.1%	14.7%

- ・島根県における非行少年の検挙・補導人員は令和4年から増加に転じています。
- ・刑法犯により検挙された少年のうち、過去に検挙・補導されたことがある(道路交通法違反を除く)少年の再犯者率は、島根県が全国で最も低くなっています。(令和5年全国平均 30.2%)

◆ 語句の説明 ◆

- 非行少年** 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年
- 犯罪少年** 罪を犯した14歳以上20歳未満の者
- 触法少年** 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者
- ぐ犯少年** 性格又は環境から判断し、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年



非行少年の状況

区分	学職	小学生	中学生	高校生	大学生	その他の学生	有職少年	無職少年	令和5年	令和4年
刑法		23	37	29	1	1	18	2	111	82
凶悪犯				1					1	1
粗暴犯		5	1	2		1	6		15	16
窃盗犯		15	15	17	1		3	2	53	45
知能犯		1		2			4		7	5
風俗犯			3	1					4	3
その他の刑法犯		2	18	6			5		31	12
特別法		1	5	12		1	5		24	19
軽犯罪法		1	1	1					3	4
迷惑防止条例				8					8	3
児童買春・児童ポルノ禁止法			4	3			3		10	8
大麻取締法							1		1	1
青少年健全育成条例						1	1		2	2
廃棄物処理法										1
ぐ犯				1					1	
令和5年		24	42	42	1	2	23	2	136	
令和4年		21	26	22	3	3	17	9		101

- 小中高校生は108人(79.4%)
 - 「窃盗犯」のうち、31人が万引き(22.8%)
 - 「その他の刑法犯」のうち、11人が住居侵入(8.1%)
- *カッコ内は
非行少年全体に占める割合



不良行為少年の状況

区分	学職	小学生	中学生	高校生	大学生	その他の学生	有職少年	無職少年	令和5年	令和4年
深夜はいかい		3	22	87	21	9	38	14	194	166
喫煙			17	66	13	4	50	6	156	68
粗暴行為		7	26	10			4		47	42
飲酒			4	14	5	4	13	1	41	46
不良交友		1	15	7					23	37
家出			15	6					21	20
不健全性的行為			2	8		1	1		12	10
怠学		4	4	3					11	7
無断外泊			7	2					9	7
不健全娯楽			2	5		1	1		9	3
性的いたづら			1	3		4			8	1
金品持ち出し		1	3						4	10
薬物乱用							3		3	
刃物等所持							1	1	2	1
暴走行為			1	1					2	2
金品不正要求								1	1	
その他		7	12	18			2		39	31
令和5年		23	131	230	39	23	113	23	582	
令和4年		33	89	147	34	24	86	38		451

- 小中高校生は384人(66.0%)
- 行為別は多い順に
深夜はいかい……194人(33.3%)
喫煙……156人(26.8%)
粗暴行為……47人(8.1%)
- 喫煙による補導人員が前年より88人増加



*カッコ内は
不良行為少年全体に占める割合

◆語句の説明◆

不良行為少年 飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

福祉犯被害少年の状況

区分	学職	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	令和5年	令和4年
児童買春・児童ポルノ禁止法			3	6(1)				9(1)	16(7)
20歳未満喫煙禁止法				4				4	
青少年健全育成条例			2(1)	4(1)				8(2)	5(2)
風営適正化法						1	1		4
令和5年			5(1)	14(2)		1	1	21(3)	
令和4年		4	8(6)	10(3)		3			25(9)

*カッコ内はSNSに起因する福祉犯被害少年

【飲酒・喫煙の禁止年齢】

令和4年の民法改正により、成年年齢が18歳に引き下げられましたが、飲酒・喫煙は引き続き20歳まで禁止されています。

20歳未満の者に対し、酒・煙草を提供すると、親権者や販売店が処罰を受けることがあります。



- SNSに起因する福祉犯被害少年は3人(前年比-6人)



福祉犯被害以外にも、薬物・闇バイト・誘拐などにもSNSが関係しています。

子供を非行や犯罪被害から守るため、「ペアレンタルコントロール」「フィルタリング」を活用しましょう。

こちらをご覧ください (警察庁Webサイト)



◆ 語句の説明 ◆

福祉犯

少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪

薬物乱用少年の状況

区分	学職	小学生	中学生	高校生	大学生	その他の学生	有職少年	無職少年	令和5年	令和4年
覚醒剤取締法										
大麻取締法							1		1	1
麻薬及び向精神薬取締法										
毒物及び劇物取締法										
令和5年							1		1	
令和4年					1					1

【大麻・オーバードーズの危険性】

近年、全国的に少年の大麻による検挙や、医薬品や市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)が問題となっています。

薬には依存性のある成分を含む製品もあり、多量に摂取すると幻覚や興奮状態を引き起こす場合があります。

薬物依存症になると、体中に様々な悪影響となって現れ、最悪の場合、死に至るおそれもあります。

不安や悩みを抱えたら、薬物に頼るのではなく、信頼できる人や相談機関に相談することが大切です。

- 少年1人を大麻取締法違反で検挙



インターネット上には、大麻や薬物に関する誤った情報が数多くあります。

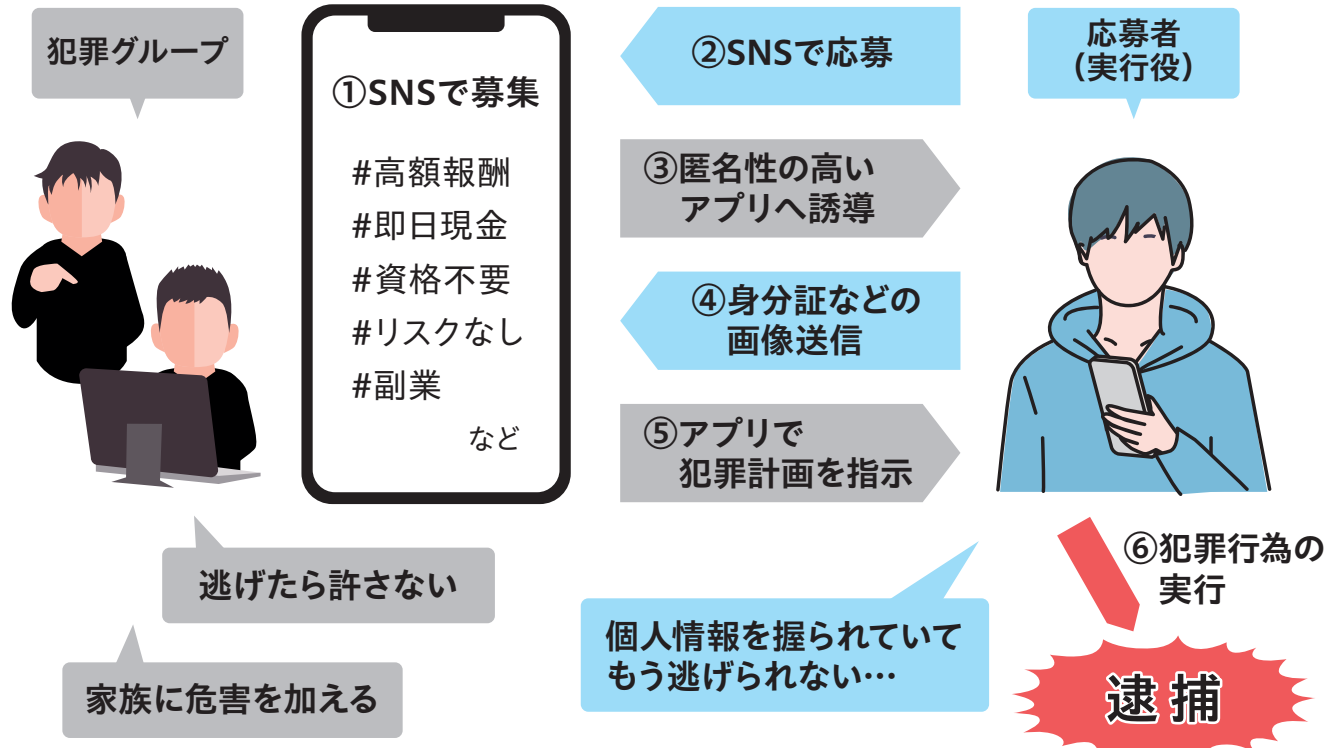
薬物乱用に陥らないためにも薬物に関する正しい知識を知りましょう。

こちらをご覧ください (警察庁Webサイト)



闇バイトは「犯罪実行者の募集」

「闇バイト」とは、SNSなどで、仕事の内容を明らかにせず、著しく高額な報酬の支払いを示唆したり、「簡単」「短時間」「副業」等の言葉で見た人の抵抗感を減らし、実際には犯罪の実行者を募集するものです。



闇バイトはアルバイトではなく「犯罪」です！

ひとまず相談してみませんか？

警察では、少年相談を受け付けています。非行や不良行為、いじめや友人関係など学校でのトラブル、児童虐待など、少年に関することでお悩みでしたら、ご相談ください。

- ・学校でいじめられている
- ・SNSでトラブルにあった
- ・友達が万引きしているのを見かけた

- ・子供の家庭内暴力で困っている
- ・子供がSNSで裸の写真を送ってしまった

ヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番

なやむな トーク
0120-7867-19 (24時間・年中無休)

